入　札　公　告

地方自治法第234条第１項に基づき、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年２月22日

沖縄県知事
翁長　雄志

１　競争入札に付する事項

(1)　委託業務名

警察本部庁舎二段式駐車装置保守点検業務

(2)　業務概要

本庁舎二段式駐車装置の定期点検、保全業務を行う。詳細については「警察本部庁舎二段式駐車装置保守点検業務仕様書」による。

(3)　契約期間

平成30年４月１日～平成31年３月31日

(4)　業務場所

那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部庁舎

(5)　入札方法等

総価入札、即時開札

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者。

(2)　故障等の緊急時(夜間、休日を含む)に対し技術職員の派遣及び部品の供給体制が整っている者。

(3)　県内で二段式駐車装置(製造者：アイ・エイチ・アイ・パーキング・テクノス)と同等の装置の保守点検業務実績がある者。

(4)　入札参加資格確認申請期限日から、本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。

(5)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(6)　次のアからオまでのいずれにも該当しない者。

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号、以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3　契約条項等を示す場所等

(1)　契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒900-0021　那覇市泉崎１丁目２番２号 沖縄県警察本部会計課営繕係

電話　098-862-0110(内線2272)

(2)　入札参加受付期限及び場所

受付期限　平成30年３月７日　18時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

受付場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部会計課

(3)　入札案内書及び仕様書の交付の日時場所

日時　入札公告開始日～平成30年３月７日　10時00分～18時00分(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部会計課

4　入札、開札日時及び場所

日時　平成30年３月13日　16時00分

場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部会計課入札室（４階）

5　最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設けている。

6　入札の条件

(1)　当該入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である。

(2)　当該契約に係る平成30年度歳入歳出予算が成立しなかった場合は、当該入札による契約は解除する。

7　入札保証金

沖縄県財務規則第100条によるものとする。

8　契約保証金

沖縄県財務規則第101条によるものとする。

9　その他

(1)　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。